

○ 会 議 録

会 議 名	令和3年度 第1回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和3年6月25日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	令和3年6月25日 午後2時		
	閉会	令和3年6月25日 午後4時		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席1名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	土肥 勲嗣	出	原 則幸	欠
	松隈 美津子	出	鳥飼 善治	出
	木村 照夫	出		
	中村 眞智子	出		
	古賀 徹	出		
	大山 美佐邦	出		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 勲嗣 松隈 美津子 木村 照夫			

～12時開会～

令和3年度 第1回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 委嘱書の交付、委員の紹介、会長・副会長の選出
2. 議事
 - (1) 令和3年度基山町協働化推進計画の策定について
3. 報告事項
 - (1) 町民提案の処理状況について
 - (2) 「重要な計画等」への町民参加状況について
 - (3) 令和3年度基山町まちづくり基金事業について
4. その他
 - (1) 次回開催日程について

○町長あいさつ

委員の皆様におかれましては、お忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。

今日のテーマのまちづくりの話についてですが、コロナワクチンについても基山町は特徴が表れている所であります。基山町、佐賀県、全国を比較した時に60歳から64歳の世代と65歳から69歳の世代と70歳から74歳までが突出しております。これは5年前の国政調査の数値ですので現在では、70歳から74歳の世代が突出している状況となります。

これを基に、日曜日に実施しているコロナワクチンの集団接種の際にコミュニティバスを走らせております。1人暮らしの世帯数が約900世帯あり全体の15%ほどになっておりますが、ワクチンの予約の仕方が分からず予約出来ない方がいるのではないかと考え、1人暮らしの高齢化世帯のうち、より支援が必要な300世帯について、個別に調査しているところであります。今のところ、予約の仕方が判らず予約が出来なかったと言われる方は、お二方だけでしたけど、そのケースについても訪問した職員がその場で予約を行っております。このあたりの取組みが、他の自治体が行っていない部分ではないかと思えます。

また、基山町の人口は、30代から40代の世代の方が移住・定住により増えてきており、その方たちの子どもも増えてきております。しかし、それも地区により差があって、9区3区8区5区に集中しており、逆に1区2区7区は苦戦しております。増えている部分の対応を行いながら、人口増加についてはソフトランディングを行うことにより、町全体としては20年後に良い感じになると考えております。これからの20年間は基山町の勝負の年と思っているところです。

これが外から見た、人口についての考え方なんですけども、今日は、人口だけでなく、その中身であるまちづくりについて議論いただいて、基山町が少しでも良くなるように議論を頂く中で、どういう形の基山町にしていくかということを含めて委員の皆様方からのご意見を頂きたいと考えております。

通常ですとご挨拶頂いた後に、退席させていただくのですが、幸いなことに、次の公務は14時50分からですので45分までは、皆様のご意見を聞かせていただけたらと思います。

少しでも基山町が良くなるように、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。本日は、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 委嘱書の交付、委員の紹介、会長・副会長の選出

- ・ 町長による委嘱書の交付。
- ・ 会長に土肥勲嗣委員、副会長に木村照夫委員が選出。
- ・ 委員自己紹介。
- ・ 議事録署名人について、会長と会長を除く委員2名の方に名簿順で担って頂く。
今回は、松隈美津子委員と木村照夫委員。以後、輪番でお願いします。
- ・ 基山町まちづくり推進審議会の公開・傍聴の承認。

【事務局】令和3年度第1回基山町まちづくり推進審議会を始めます。

議事録作成のため、録音させていただきます。

議事進行は会長にお願いします。

2. 議事

議事 令和3年度基山町協働化推進計画の策定について

【会 長】議事に入ります。

事務局は、令和3年度基山町協働化推進計画の策定について説明をお願いします。

【事務局】令和3年度基山町協働化推進計画の策定について説明します。

— 令和3年度基山町協働化推進計画の策定について説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問やご意見はありますか。

【町 長】5ページの項目1「近所付き合いがあると回答した割合（満足度指数）」が減少していますが、他の項目については、意識して政策的にやっている結果が出ています。近所付き合いが弱くなっていくと何が起こるかという、例えば雨水の問題やゴミの収集場所で揉めたりといった問題がでてきます。そういった問題の対応策を講じていかなければという事で、今取り組んでいるんですけども、それでも行政組合や地区の組合に入らない人が増えてきている状況となっています。

行政で出来ることとしては、住民課に転入届が出された時に行政組合の重要性をアピールすることを今までもやってきたんですが、さらに力を入れなければといった議論をしています。一方、担当者にしてみれば行政組合の話を行行政職員が強制するのはいかなものかという考えもあって、その調整をどこまでやるのかというのを内部で調整しています。政策的に進めていくのも大切ですが、それに合わせて各自治会、各区での取り組みも必要ではないかと思います。

特に、これから一人暮らしの高齢者も増えてきますので、地域コミュニティをもう一度良い方向に持っていく努力がいると考えています。

【会 長】町長から補足説明もありましたけど、この計画策定案について委員の皆様、何か質問等ありますか。

【委 員】行政だけですべては難しいといった中で、建設会社やメーカーさん等を一つのつてとしながら新しい住民さんと仲介してもらったらどうでしょうか。

【町 長】いろいろな意味で検討したいと思います。

トラブルが起こりがちなのがゴミの収集場所についてですが、行政組合に入らないとゴミ収集所に捨てさせない、そうすると家の前に捨てることになり衛生面の問題と行政コストの増といった問題が出てきます。

【会 長】他にご意見等ありませんでしょうか。

【会 長】計画のなかにある、まちづくり人口という単位について初めて聞いたのですが、現在の基山町の人口は何人で、近年の増減はどの様になっているか教えて頂けたらと思います。

【町 長】今、17,400人前後なのですが、ほとんど横ばいです。

しかし、世帯数で見るとこの4年間に毎年120世帯増えています。逆に言うと、120世帯増えないと人口は横ばいにならないということです。これからの10年間くらいは、意識して120世帯を作っていかなければならないと思いますし、一気に千世帯とか作ると、けやき台地区や高島団地みたいな状況が出来てしまいます。そうならないように、少しずつ意識して120世帯ずつ増やしていけるようにしたいと考えています。

【会 長】他の自治体もそうですが、どうやって人口減少に歯止めをかけるかが大きな課題の中、キープして、さらに上にいこうというチャレンジングな取組みを基山町は取り組んでいるのだなと思いました。

【委 員】まちづくり人口7,000人という目標にするとありますが、何人を7,000人にするという意味でしょうか。

【会 長】5ページにありますけど、現在6,224人でこれを後、776人増やすということですね。

【事務局】まちづくり人口とは、基山町のマスタープランである総合計画の中で3つの人口に関する指標がありまして、定住人口18,000人、交流人口500万人、まちづくり人口7,000人を目指すとあります。

まちづくり人口は、町内で「社会的・生産的活動」を行っている人口です。具体的に言うと、体育協会登録者数、文化協会登録者数等の町と関わりの深い団体の

数を積み上げていった数字となります。既存の団体の人数を増やしていくと共に、まちづくり団体として活動していく団体を増やしていき、目標値である7,000人に近づけていきたいと考えております。

【事務局】審議の途中ですが、時間になりましたので町長は退席いたします。

— 町長退席 —

【会 長】他にご意見ありますか。

特にご意見無ければ事務局案を承認しても良いでしょうか。

— 意見無し —

【会 長】それでは、事務局案を承認したいと思います。資料の案の文字を削除してください。

3. 報告事項

【会 長】続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告事項(1) 町民提案の処理状況について

【会 長】報告事項(1)町民提案の処理状況について、事務局は説明をお願いします。

【事務局】報告事項(1)町民提案の処理状況について説明します。

— 報告事項(1)町民提案の処理状況について説明 —

【会 長】ただ今、事務局から町民提案の処理状況について報告がありました。何か気になる点等あればご質問をお願いします。

【委 員】町民提案が挙がってきた際に、予算が無いものについてはどういう対応をしているのですか。

【事務局】報告の中に、実施中、未実施の案件がありますが、これは、予算や緊急性の関係で上手く調整できなかった案件が残っている状況です。

今年度から、建設課に公共工事関係を計画的に取り組んでいく公共工事計画室ができました。そこで、まずは道路をすべて集めて、それぞれの道路の特色を調べ計画的に取り組んでいこうとしています。

【委 員】なかなか難しい案件もあると思いますが、優先順位をつけて予算化して取り組んでほしいと思います。

【委 員】予算の関係ですぐにはできない物もあると思いますが、カーブミラーや白線について消えているところが多い。安全にかかわる問題については、早急に対応する

方向で検討して頂きたいです。

【事務局】安心・安全は大事な部分ですので優先的に取り組んでいければと考えています。

【委員】町民提案の中の要望だと思えますが、これは、区長を通しての要望なのか、個人の要望なのでしょうか。

【事務局】町民の方ならだれでも提出できるのが町民提案です。ただ、区長を通して提出される場合がほとんどです。区長から提出された場合は、地域の総意として受け取りますので、状況確認や実施の計画を立てやすい部分もあります。

【委員】予算の問題もある中で、長期的な計画を立てる室もできたので、そこで検討してやっていきたいということですね。

【事務局】提案の内容で担当課が異なり、それぞれ予算もあるので、今年は何月に何をするという計画があります。ただし、緊急性のある物については優先してやっていきますので、まちづくり提案の中で緊急性のあるものは、計画を立てやすいと考えております。

【委員】町民提案は良い制度ですが、行政として前もって道路の危険個所を点検して修理するという事をさらに充実して欲しいと思います。

【事務局】町の維持管理なので、予算を取って計画的にやりますが、まちづくり提案の内容によっては優先順位が変わることもあります。その場合、当初の計画している場所が後になる場合もあり、すべてを行うことは非常に難しい状況です。そういう状況がありましたので、きちんとしたルール作りをする公共工事計画室が今年度からできておりますので、今後は計画的に維持管理ができると考えております。

【会長】他にご意見ありますか。

特にご意見無ければ、事務局は、報告事項(2)「重要な計画等」の処理について説明をお願いします。

【事務局】報告事項(2)「重要な計画等」の処理について説明します。

— 報告事項(2)「重要な計画等」の処理について説明 —

【委員】「重要な計画等」は担当課が挙げているのか。

【事務局】担当課に挙げていただきます。まちづくり基本条例に基づきその制度を理解して、年度当初に各担当課に出していただきます。

【委員】漏れなどのチェック体制はどうなっているのか。

【事務局】まちづくり課で漏れのないように、年度初めに各担当課に報告していただいています。また、計画等を作っていくときには、町長決裁になっており、一定期間を要しますので、スケジュール等について、担当課から相談を受けることもあり、担当課としても把握するよう努めています。

【委員】漏れのないようよろしくお願いします。

【会長】他にご意見ありますか。

【委員】アンケート調査の計画と実績について計画で挙げていた人数より、実績数がかけ

離れているものがあるのはどうしてか。

【事務局】各課で対応していますので、分からない点もありますが、計画等の数値は郵便代の積算根拠をもとに積み上げたものと考えます。実績については、郵便での回収のみに限らず、メールや学校から直接回収したものも含まれています。

【会 長】パブリックコメントの件数が0件というのは、その役割を果たしているのか。周知は適切だったのか。4つの案件で0件というのはいかがか。

【事務局】パブリックコメントは周知期間2週間、募集期間2週間の4週間の期間で実施しております。

【会 長】他の町での、委員を携わっていますが、パブリックコメントは提出されていた。パブリックコメントがないというのは、町民がその計画を知らないということではないですか。

【事務局】ホームページ、情報公開コーナー、広報等で周知しています。今は、登録するとスマホのアプリLINEにもプッシュ型で周知したり、KBCテレビのdボタンで周知したりできるようになりました。今後も周知には力を入れてまいります。

【会 長】他に何かお気づきの点はありますか。

— 意見なし —

【会 長】特にご意見無ければ、事務局は、報告事項(3)令和3年度の基山町まちづくり基金事業について説明をお願いします。

【事務局】報告事項(3)令和3年度の基山町まちづくり基金事業について説明します。

— 報告事項(3)令和3年度の基山町まちづくり基金事業について説明 —

【会 長】何かご意見ありますか。

【会 長】令和3年度基山町まちづくり基金事業補助金は昨年度と同じ募集要項ですか。

【事務局】昨年度は審議会の中で審議したまちづくり基金事業補助金の補助の対象となる事業の(1)まちづくり計画に基づく事業について「継続している計画について、3年ごとに見直しを実施することとし、最新の計画書で申請すること」の部分に変更点です。これによって、第7区自治会のまちづくり計画書は見直し事業評価・効果についてまとめ、見直しを実施して改訂作業を行って、令和3年度の補助金申請を行っております。

【委 員】まちづくり計画団体とは、以前からある団体が今回3年ごとの見直しを行ったのでしょうか。

【事務局】まちづくり基金事業補助金は、まちづくり計画策定団体が計画に基づく事業を実施する場合、まちづくり計画は、その継続している事業について、3年ごとに見直し、評価を行って最新の計画書で、補助金申請をすることができます。今回見直しを行ったのは、以前からあった計画になります。

【会 長】他に何か意見はありますか。

— 意見なし —

【会 長】それでは、最後にその他の次回開催日程について事務局から説明をお願いします。

【事務局】皆様からの予定から10月29日（金）はどうでしょうか。

【会 長】では、次回の審議会を令和3年10月29日の14時から開催予定としたいと思います。

～16時閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月12日

会長 (氏名)

土肥勲嗣



委員 (氏名)

松隈美津子



委員 (氏名)

木村照夫

